**グローバル補助金（人道的プロジェクト）申請要項**

**注意事項：この申請要項の一部は、ロータリー財団の指示等により変更されることがあります。**

**１．グローバル補助金とは**

グローバル補助金は、３年前の年次基金寄付および前年度の恒久基金の収益の５０％（２０２４―２５年

度からは４７．５％）が地区に配分される地区財団活動資金（ＤＤＦ）の半分以上の資金等を使用して、ロータリーの重点分野と、それらの目的・目標を達成するために、人道的プロジェクト・奨学金・職業研修チーム（ＶＴＴ）を支援する補助金です。

**２．補助金の支給対象となる人道的プロジェクト**

補助金の支給を受けることができる人道的プロジェクトは、次の条件を満たさなくてはなりません。

* 1. ロータリアンが直接参加する。
	2. ロータリーの重点分野の１つもしくは複数に関連している。
	3. 成果が持続可能である。ロータリークラブや地区が活動を完了した後も、実施地の地域社会が自力でニーズに取り組んでいけなければならない。
	4. 成果が測定可能である。提唱者は「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ぶ。また、財団に提出する報告書の中に独自の評価基準を追加することもできる。

プロジェクトの評価の測定に関する費用の上限は１０％とする。

* 1. ロータリーが存在する国、あるいは地域で実施される。
	2. 補助金プロジェクトが実施される国や地域の少なくとも一つのロータリークラブや地区（実施国側代表提唱者）と実施国や実施地域以外のクラブや地区（援助国側代表提唱者）が協同提唱するものでなければならない。
	3. 実施地側の地域社会が主導する、実施地側が自ら特定した地元のニーズに基づいて、補助金プロジェクトを立案する。
	4. プロジェクト予算の１０％までを、プロジェクト・マネージャー費に充てることができる。
	5. 予算総額が３万米ドル以上のプロジェクトで、ＷＦからの上乗せ額の上限は２０万米ドルである。

**３．資金調達と拠出金**

**３．１　制約と上乗せ**

人道的プロジェクトの実施国（被援助国）提唱者は、補助金のために拠出金を出すよう奨励されていま

す。また、人道的プロジェクトの援助国提唱者は、提唱者による拠出金総額の少なくとも１５％を提供することが義務付けられています。ロータリー財団は地区財団活動資金（ＤＤＦ）の拠出金に対してはその８０％を国際財団活動資金（ＷＦ）から上乗せして支給します。

**３．２　クラブの現金拠出額と資金調達可能額との関係**

提唱者（クラブ）からの現金拠出額Ｃに対して、当地区ではその３倍を地区財団活動資金（ＤＤＦ）から上乗せ金Ｄ＝３Ｃとして拠出します。　また、前述の通り、国際財団活動資金（ＷＦ）からは、地区財団活動資金（ＤＤＦ）の拠出額の８０％（Ｄ＝２．４Ｃ）が上乗せされます

（Ｗ＝Ｄ×０．８＝２．４C）なので、資金調達可能額　Ｔ＝Ｃ＋Ｄ＋Ｗ＝６．４Ｃとなります。



**４．補助金の申請方法と申請締切**

提唱者（クラブ）は、ロータリー財団への申請を始める前に、「グローバル補助金（人道的プロジェクト）申請書」（地区ホームページ：https://dist.ri2680.orgからダウンロード可）を、ガバナー事務所にデータで申請してください。

地区への申請は随時受付けています。ただし地区において定めているＤＤＦ使用予算総額に達するときは次年度扱い、既計画中の人道的プロジェクトの地区及び財団での審査却下後の受付になります。人道的プロジェクトを予定している場合は速やかに以下の事項を国際奉仕小委員会及び補助金小委員会にご連絡下さい。

①　事業名称

②　事業概略

③　事業総予算

④　ＤＤＦ配分希望額

⑤　申請書（テンプレート）提出見込み年月日

当該年度のＤＤＦ使用予算残高があるかどうか確認してご連絡いたします。

提唱者（クラブ）は、地区からＤＤＦの拠出金の承認を得たのちに、ロータリー財団への申請を開始してください。

**５．地区への申請提出書類（下記資料の日本語訳）**

グローバル補助金（人道的プロジェクト）申請書のテンプレート

地域社会調査の結果フォーム

協力団体との覚書

予算内訳の根拠となる資料

その他補足資料

**６．リソース**

　　・　ロータリー財団　グローバル補助金　授与と受諾の条件

　　・　重点分野の基本方針

　　・　地域調査の方法

　　・　グローバル補助金ガイド

* モニタリングと評価の計画
* 持続可能なプロジェクトの立案６つのステップ